

群馬県山村振興基本方針

令和8年2月

群 馬 県

目 次

I	策定の趣旨	1
II	地域の概況	2
	1. 振興山村の概要	2
	2. 自然的条件	3
	3. 社会的及び経済的条件	4
III	現状と課題	8
	1. 山村振興対策の実施状況と評価	8
	2. 山村振興の現状と今後の課題	9
IV	振興山村の価値と役割	10
V	目指す将来像及び基本的な視点	11
	1. 目指す将来像	11
	2. 基本的な視点	12
VI	分野別振興施策	13
	(1) 交通施策に関する基本的事項	13
	(2) 情報通信施策に関する基本的事項	13
	(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	13
	(4) 産業振興施策に関する基本的事項	14
	(5) 防災に係る施策に関する基本的事項	17
	(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	17
	(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	18
	(8) 文教施策に関する基本的事項	18
	(9) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	19
	(10) 移住・交流施策に関する基本的事項	21
	(11) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項	21
	(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	22
	(13) その他施策	23
VII	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	24
	資料編	25

山村振興基本方針書

都道府県名	群馬県
作成年度	令和7年度

I 策定の趣旨

昭和40年の山村振興法（昭和40年法律第64号）制定以来、交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全といった山村振興対策が実施され、山村における産業基盤や生活環境の整備は着実に成果を挙げてきているものの、人口の減少や高齢化には歯止めがかからず、このままでは、農林水産物の供給や国土保全、水源のかん養、生物多様性の確保等といった山村の有する多面的な機能の発揮に支障を来すのみならず、山村地域の持続可能性が危ぶまれる状況となっています。

このような山村の現状を踏まえ、令和7年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律が施行され、山村振興の目的規定として「山村の自立的かつ持続的な発展」や「地域の特性を生かした産業の成長発展」等が明記されました。また、山村振興の目標として「日常的な移動のための交通手段の確保」「デジタル社会の形成の促進」「農林水産業の生産性の向上」「移住・定住・特定居住・地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成」等が明記されました。

また、群馬県では、新・群馬県総合計画「ビジョン」において、「快疎」の実現を目指すこととしています。快疎とは、開放的で人口が密でない疎である空間「開疎」に、他にはない価値が加わり、空間的にも精神的にもより安定した快適な状況を指します。

県内の振興山村は、特に「疎」な空間や再生可能エネルギーを含む豊かな資源の自立分散が可能な土壌、個性的で圧倒的な魅力ある自然・歴史・文化などが備わっており、県内の他の地域と比べても「快疎」との親和性が高く、群馬県の快疎化のフロントランナーになり得る地域です。

山村振興基本方針は、こうした山村振興法の基本理念や目的、さらには群馬県が目指す快疎化を実現するため、山村振興法第7条の2の規定に基づき本県が取り組むべき山村振興対策の大綱として定めるものであり、市町村が具体的な実施計画となる山村振興計画を策定する際の指針となるものです。

Ⅱ 地域の概況

1. 振興山村の概要

振興山村は、山村振興法に基づき、要件（林野率 75%以上、人口密度 1.16 人／町歩未満〔昭和 35 年林業センサス〕等）を満たしている山村（旧市町村単位〔昭和 25 年 2 月 1 日時点〕）から、都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定することとされています。

本県については、令和 7 年 4 月 1 日現在、次の 19 市町村（7 市 6 町 6 村）が振興山村として指定されています。

本県の振興山村指定状況一覧

	現市町村名	合併前市町村名	旧市町村名（指定地域）	指定番号	指定年度
1	高崎市	倉渕村	烏淵村	第 212 号	S42
2	桐生市	桐生市	梅田村、飛駒村	第 748 号	S45
		黒保根村 ○	黒保根村	第 535 号	S44
3	沼田市	沼田市	池田村	第 749 号	S45
		利根村 ○	利根郡東村、赤城根村	第 750 号	S45
4	渋川市	小野上村 ○	小野上村	第 1,181 号	S47
5	藤岡市	藤岡市	日野村	第 997 号	S46
		鬼石町	三波川村	第 105 号	S41
6	安中市	松井田町	坂本町、細野村	第 999 号	S46
7	みどり市	勢多郡東村 ○	勢多郡東村	第 104 号	S41
		大間々町	福岡村	第 1,002 号	S46
8	上野村 ○		上野村	第 25 号	S40
9	神流町 ○	万場町 ○	万場町	第 359 号	S43
		中里村 ○	中里村	第 998 号	S46
10	下仁田町		小坂村、西牧村	第 536 号	S44
11	南牧村		月形村、尾沢村	第 213 号	S42
12	中之条町	中之条町	沢田村	第 533 号	S44
		六合村 ○	六合村	第 103 号	S41
13	長野原町 ○		長野原町	第 1,000 号	S46
14	嬭恋村 ○		嬭恋村	第 1,001 号	S46
15	高山村 ○		高山村	第 211 号	S42
16	東吾妻町	吾妻郡東村 ○	吾妻郡東村	第 357 号	S43
		吾妻町	岩島村、坂上村	第 23 号	S40
17	片品村 ○		片品村	第 358 号	S43
18	川場村 ○		川場村	第 534 号	S44
19	みなかみ町	水上町 ○	水上町	第 24 号	S40
		新治村 ○	新治村	第 751 号	S45

（注）市町村名欄末尾の○は全部山村（市町村全域が振興山村指定）であることを示す。

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	35	19	54.3%
面 積	636,228ha	379,160ha	59.6%
林野面積	409,098ha	318,975ha	78.0%
林野率	64.3%	84.1%	-
人 口	1,939,110人	69,713人	3.6%

(注) 市町村数は、令和7年4月1日現在。全県の面積は、農林業センサス(2020)。振興山村の面積は農林業センサス(2015)。人口は、国勢調査(R2)。

2. 自然的条件

ア 地理、地勢

本県は、本州のほぼ中央に位置し、東を栃木県、北西を長野県、南を埼玉県、北東を福島県及び新潟県に接し、その地形は空に舞う鶴の姿に似ており、首は南東に向かい、尾は北西に広がっています。

県土の約3分の2が丘陵山岳地帯であり、東には足尾山地、北西部には2,000m級の三国山脈、南西部には関東山地を擁し、これらの山岳地帯を源にして南下する利根川とその支流の流域が形成する関東平野の西北端に位置する内陸県です。

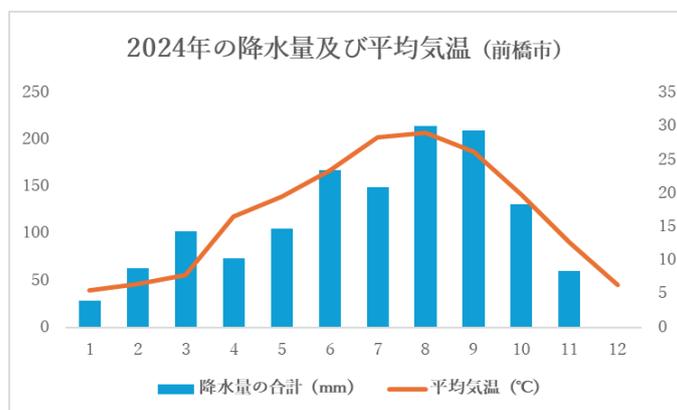
本県の総面積は636,228haであり、県土に占める林野面積は409,098haで林野率は64.3%と関東地方においては、最も高い森林面積及び林野率となっています。(2020年農林業センサス)

なお、本県の振興山村は、主に県の周縁部に位置しており、県土総面積の約60%を占め、その約84%が森林に覆われ、起伏の大きい急峻な地形を形成しています。

イ 気候

本県の気候は、大部分が太平洋型の内陸的な気候に属し、冬と夏の気温差が大きい傾向にあります。冬季は「からっ風」と呼ばれる乾燥した季節風が吹き、肌を突き刺すような寒さがあります。また北部の山間地域では、多量の降雪が見られます。

一方、夏季は最高気温が40℃近くなることもあり、特に県東部の平野部は日本有数の暑さを記録するエリアとして知られています。



気象庁過去の気象データより作成

3. 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

本県の人口は、昭和 35 年の 1,578,476 人より増加傾向となり、平成 7 年には 2,003,540 人と、初めて 200 万人を超えました。しかしながら、平成 16 年 7 月の 2,035,477 人（平成 16 年群馬県移動人口調査）をピークに、その後は減少に転じ、令和 2 年には 1,939,110 人で、平成 27 年と比較して 1.7%の減少となりました。

振興山村では、昭和 35 年に 170,714 人、平成 2 年には 116,063 人、平成 12 年には 106,063 人、平成 22 年には 89,002 人、令和 2 年には 69,713 人と県全体の動向とは対照的に一貫して減少傾向にあり、昭和 35 年と比較して 59.2%の減少となっています。

一方で、振興山村の高齢化率は令和 2 年には 43.7%と昭和 35 年の 7.0%に比べ大幅に増加しており、令和 2 年の 3 階級別人口構成をみると、15 歳未満が 5,275 人（7.6%）、15 歳～64 歳が 33,842 人（48.5%）、65 歳以上が 30,465 人（43.7%）となっています。これを昭和 35 年と比較してみると、15 歳未満が 91.3%の減少、15 歳～64 歳が 65.4%の減少、65 歳以上が 153.7%の増加となっています。

【資料編：表－1 振興山村市町村の人口動向】

年齢階層別人口の動向

単位：人

区 分	昭和35年		平成2年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		R2/S35 人口増減率	
	人口	構成比														
振興山村	0～14歳	60,789	35.6%	20,198	17.4%	14,362	13.5%	11,598	11.7%	9,165	10.3%	7,017	8.9%	5,275	7.6%	-91.3%
	15～64歳	97,919	57.4%	73,866	63.6%	62,118	58.6%	56,088	56.8%	49,303	55.4%	41,610	52.5%	33,842	48.5%	-65.4%
	15～29歳	35,508	20.8%	18,071	15.6%	15,454	14.6%	12,795	13.0%	9,850	11.1%	8,304	10.5%	6,663	9.6%	-81.2%
	65歳～	12,006	7.0%	21,999	19.0%	29,580	27.9%	31,078	31.5%	30,478	34.2%	30,471	38.5%	30,465	43.7%	153.7%
	計	170,714	100.0%	116,063	100.0%	106,063	100.0%	98,765	100.0%	89,002	100.0%	79,193	100.0%	69,713	100.0%	-59.2%
全 県	0～14歳	500,151	31.7%	368,080	18.7%	306,895	15.2%	291,981	14.4%	275,225	13.7%	250,884	12.7%	224,304	11.6%	-55.2%
	15～64歳	981,555	62.2%	1,340,557	68.2%	1,346,441	66.5%	1,314,167	64.9%	1,251,608	62.3%	1,165,780	59.1%	1,096,231	56.5%	11.7%
	15～29歳	392,602	24.9%	399,359	20.3%	386,591	19.1%	332,100	16.4%	290,994	14.5%	273,760	13.9%	260,713	13.4%	-33.6%
	65歳～	96,770	6.1%	256,367	13.0%	367,117	18.1%	416,876	20.6%	470,520	23.4%	540,026	27.4%	576,729	29.7%	496.0%
	計	1,578,476	100.0%	1,966,265	100.0%	2,024,852	100.0%	2,023,996	100.0%	2,008,068	100.0%	1,973,115	100.0%	1,939,110	100.0%	22.8%

資料：国勢調査（H12～）、振興山村基礎調査（山村カード（～H2））

注）年齢不詳者がいるため、各階層の人口の和は計と必ずしも一致しない。

イ 産業構造の動向

振興山村の産業別就業者数の割合で見ると、昭和35年には第一次産業従事者の割合が振興山村全体のうち58.4%を占めていましたが、令和2年には18.3%となり大幅に減少しています。一方で、第三次産業従事者の割合は昭和35年には22.6%でしたが、令和2年には59.6%と第一次産業従事者とは対照的に大幅に増加しています。また、振興山村全体の就業人口は、昭和35年には78,303人でしたが、令和2年には35,574人となり、54.6%の減少となっています。

振興山村の産業別生産額の構成比の推移と本県全体の産業別生産額の構成比の推移を比較して見ると、振興山村においては、第一次産業の割合が高い一方で、第二次産業の割合は低くなっています。また、昭和35年には第一次産業の割合が37.1%と最も高かったものの、平成27年には10.0%となり、大幅に減少しています。一方で、第三次産業の割合は、昭和35年には37.0%でしたが、平成27年には84.8%となり、第三次産業の生産額が最も高くなっています。

なお、平成29年における全部振興山村の一人当たり市町村民所得は、245万円であり、県平均(332万円)の約7割に留まっています。(平成29年度市町村民経済計算)

産業別就業者数の動向

単位：人

区 分	昭和35年		平成2年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		R2/S35	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		人口増減率
振興山村	第1次産業	45,745	58.4%	14,335	22.8%	10,285	18.6%	9,545	19.0%	7,739	17.6%	7,474	18.5%	6,494	18.3%	-85.8%
	第2次産業	14,858	19.0%	19,790	31.5%	15,874	28.8%	12,344	24.6%	10,209	23.2%	9,232	22.8%	7,865	22.1%	-47.1%
	第3次産業	17,700	22.6%	28,677	45.7%	29,012	52.6%	28,265	56.2%	25,601	58.2%	23,701	58.7%	21,215	59.6%	19.9%
	計	78,303	100.0%	62,802	100.0%	55,207	100.0%	50,268	100.0%	43,978	100.0%	40,407	100.0%	35,574	100.0%	-54.6%
全 県	第1次産業	326,769	43.0%	99,167	9.8%	71,815	6.9%	66,322	6.6%	51,801	5.5%	47,943	5.1%	42,484	4.6%	-87.0%
	第2次産業	202,050	26.6%	406,254	40.0%	378,958	36.6%	327,676	32.6%	297,640	31.8%	297,919	31.8%	287,927	31.2%	42.5%
	第3次産業	230,412	30.3%	509,546	50.2%	584,534	56.5%	612,149	60.8%	585,636	62.6%	591,710	63.1%	593,348	64.2%	157.5%
	計	759,231	100.0%	1,014,967	100.0%	1,035,307	100.0%	1,006,147	100.0%	935,077	100.0%	937,572	100.0%	923,759	100.0%	21.7%

資料：国勢調査（H12～）、振興山村基礎調査（山村カード（～H2））

※振興山村の計には、分類不能の産業も含むため、各産業の人口の和は計と必ずしも一致しない。

産業別生産額の動向

単位：百万円

区 分	昭和35年		平成2年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
振興山村	第1次産業	3,897	37.1%	23,389	13.2%	16,031	5.6%	10,810	7.4%	10,582	8.1%	11,730	10.0%
	第2次産業	2,731	26.0%	50,420	28.5%	41,216	14.5%	17,421	11.9%	13,529	10.4%	6,076	5.2%
	第3次産業	3,885	37.0%	103,107	58.3%	227,954	79.9%	117,597	80.6%	106,081	81.5%	99,250	84.8%
	計	10,513	100.0%	176,916	100.0%	285,201	100.0%	145,828	100.0%	130,192	100.0%	117,056	100.0%
全 県	第1次産業	41,795	27.1%	166,157	2.9%	134,810	1.7%	127,512	1.6%	106,564	1.4%	114,609	1.3%
	第2次産業	44,636	29.0%	2,489,351	43.0%	3,241,786	40.2%	2,852,053	36.4%	2,827,556	37.8%	3,368,319	39.1%
	第3次産業	67,625	43.9%	3,130,089	54.1%	4,681,082	58.1%	4,852,887	62.0%	4,555,178	60.8%	5,123,526	59.5%
	計	154,056	100.0%	5,785,597	100.0%	8,057,678	100.0%	7,832,452	100.0%	7,489,298	100.0%	8,606,454	100.0%

資料：群馬県統計年鑑（産業別市町村民分配所得（～H2）、市町村内総生産額（～H27））

※振興山村は全部山村の値（～H12は16町村、H17は8町村、H22は7町村）

ウ 土地利用の状況

本県の振興山村の総土地面積に占める経営耕地面積の割合は、県全体の割合と比べて少なく、昭和 35 年の 4.4%から令和 2 年には 2.1%に減少しています。特に樹園地の経営耕地面積は大幅に減少しています。

また、振興山村の林野率は 80%を超えており、県全体の割合と比べても林野率が高くなっています。

土地利用の状況

[単位：ha]

年度	振興山村							
	総土地面積 ①	経営耕地面積 ②				②/①	林野面積 ③	③/①
			田	畑	樹園地			
S35	380,607	16,660	2,721	11,059	2,880	4.4%	324,035	85.1%
S55	378,294	12,936	2,498	8,115	2,323	3.4%	319,672	84.5%
H12	380,185	10,078	1,660	7,888	533	2.7%	318,486	83.8%
H17	380,071	8,349	1,199	6,794	351	2.2%	317,726	83.6%
H22	380,083	8,180	1,141	6,683	360	2.2%	317,477	83.5%
H27	379,160	7,668	1,008	6,372	288	2.0%	318,975	84.1%
R2	379,160	7,776	913	6,515	347	2.1%	318,975	84.1%
年度	県全体							
	総土地面積 ①	経営耕地面積 ②				②/①	林野面積 ③	③/①
			田	畑	樹園地			
S35	605,606	112,506	36,661	50,572	25,272	18.6%	417,868	69.0%
S55	635,440	85,006	32,991	29,371	22,644	13.4%	413,036	65.0%
H12	636,316	58,249	24,505	30,266	3,479	9.2%	406,635	63.9%
H17	636,316	47,961	20,515	25,216	2,229	7.5%	406,290	63.9%
H22	636,316	44,537	18,713	23,791	2,033	7.0%	405,899	63.8%
H27	636,228	39,667	16,422	21,635	1,611	6.2%	408,064	64.1%
R2	636,228	40,374	17,631	21,385	1,357	6.3%	409,098	64.3%

資料：農林業センサス（H12～）、山村カード（～H2）

※経営耕地面積は、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

※経営耕地面積は H12 までは総農家、H17～H27 は販売農家、R2 は農業経営体（総数）の数値を使用。

※R2 の振興山村の「総土地面積」及び「林野面積」は、H27 数値を使用した参考値。

エ 交通・通信の状況

全部振興山村における令和4年度の市町村道の整備状況は、改良率49.4%（県平均50.8%）、舗装率60.8%（県平均69.1%）となっており、市町村道の改良は進んでいますが、舗装率は、県全体と比較して、低くなっています。

本県の振興山村における超高速ブロードバンドサービスや携帯電話サービスの世帯カバー率は、99.9%以上となっていますが、公衆無線LAN環境の整備に課題があります。

オ 財政の状況

本県の振興山村町村の財政力指数（令和5～7年度の平均）は、0.36となっており、本県全体の0.71と比較して低くなっています。

振興山村の財政状況

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		財政力指数			
	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	基準財政 需要額 C	基準財政 収入額 D	基準財政 需要額 E	基準財政 収入額 F	B/A G	D/C H	F/E I	(G+H+I)/3 J
	上野村	1,295,421	971,798	1,401,519	941,155	1,446,127	906,572	0.75	0.67	0.63
神流町	1,699,887	268,179	1,731,415	264,021	1,718,835	266,028	0.16	0.15	0.15	0.15
下仁田町	3,320,734	887,165	3,382,153	886,247	3,369,881	899,851	0.27	0.26	0.27	0.27
南牧村	1,512,497	199,954	1,531,207	205,312	1,517,642	207,938	0.13	0.13	0.14	0.13
中之条町	6,098,530	2,157,823	6,262,966	2,099,675	6,332,754	2,177,356	0.35	0.34	0.34	0.34
長野原町	2,761,084	1,463,453	2,843,557	1,454,105	2,833,660	1,625,791	0.53	0.51	0.57	0.54
嬭恋村	4,112,272	1,717,207	4,282,877	1,737,659	4,331,929	1,811,721	0.42	0.41	0.42	0.42
高山村	1,923,728	546,364	1,964,486	547,776	1,955,572	558,338	0.28	0.28	0.29	0.28
東吾妻町	5,205,366	2,085,462	5,314,088	2,075,777	5,332,464	2,165,837	0.40	0.39	0.41	0.40
片品村	2,866,015	692,210	2,926,308	713,233	2,920,415	766,029	0.24	0.24	0.26	0.25
川場村	1,815,950	444,217	1,891,356	453,643	1,908,545	489,499	0.24	0.24	0.26	0.25
みなかみ町	8,154,931	3,220,811	8,315,638	3,215,671	8,215,356	3,222,034	0.39	0.39	0.39	0.39
振興山村計	40,766,415	14,654,643	41,847,570	14,594,274	41,883,180	15,096,994	0.36	0.35	0.36	0.36
県計	409,415,917	290,343,771	422,241,329	296,571,071	427,442,594	306,945,329	0.71	0.7	0.72	0.71

※振興山村地域を含む市は除いた。

Ⅲ 現状と課題

1. 山村振興対策の実施状況と評価

本県では山村振興法に基づき、昭和40年から47年にかけて高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町の19市町村の全域、またはその一部（7市6町6村：令和7年4月1日現在）が振興山村として指定されています。

本県の振興山村は県央の都市を囲むように北東、北西、南西部に位置する農山村で、水源地域であるとともに、優れた自然環境と豊かな地域資源に恵まれた地域ですが、急峻な地形のため交通体系や生活環境の整備水準は他の地域に比べて低位な状況にあります。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下「特定農山村法」という。）に基づく地域指定を受けています。

山村振興計画については、第一期から第三期期間（昭和41年度～平成6年度）については全ての市町村が計画策定を行っており、第四期（平成3年度～平成13年度）については2市を除く25市町村が策定、第五期（平成11年度～平成20年度）については2市3町10村の15市町村が策定し、第六期以降（平成17年度～）については全市町村が計画を策定しています。

昭和40年に山村振興法が制定されて以来、第一期対策では産業基盤、生活環境整備水準の地域格差の是正を主眼として、第二期対策では地域格差の是正に加え、緑地空間の利用開発を主眼に、第三期対策では若者を中心とする定住条件の整備を中心に、第四期対策では保全施策と生活環境の整備を推進する開発施策を主眼として、第五期対策では、山村振興は都市住民を含めた国民全体に関わる重要な課題という認識の下に、他地域との連携や交流施策を主眼として対策が進められてきました。第六期対策以降は、山村振興計画の策定主体が市町村に変わり地域の主体的な取組が進められました。

2. 山村振興の現状と今後の課題

これまでの山村振興対策により、山村の生活環境は向上してきましたが、少子高齢化の進行と人口の流出には歯止めが掛からず、就業機会の不足、教育を巡る環境の問題をはじめ、様々な地域課題が深刻化・複雑化しています。例えば、山村地域では、木材価格の低迷等により放置された森林が多く存在しているため、近年頻発しているゲリラ豪雨等によって山林の崩壊等の自然災害の発生が危惧されているなど、地域の安全確保に課題が生じています。

また、市町村合併により一部指定の振興山村となる市町村が増えたことで、市町村内の交流施策がますます重要となっています。

山村振興に当たっては、振興山村と都市との格差是正という視点だけではなく、振興山村が持つ歴史や伝統文化、快疎空間などといった都市にはない独自性を魅力として都市の住民に積極的に発信するとともに、地域に暮らす人々が誇りを持って住み慣れた地域に住み続けることができるような環境整備が必要です。

近年では、人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴い、都市とは別の豊かさを求めて、UIJ ターンにより農山村に移住・居住する例が全国的に増えてきています。特に県内の振興山村は首都圏からのアクセスや移住コーディネーター等のサポート体制を背景に、移住者や地域おこし協力隊員が増加しています。また、移住者以外にも、様々な形で継続的に地域に関わる「関係人口」と呼ばれる人達が増えており、振興山村における地域づくりの新たな担い手として期待されています。

こうした中で、さらなる移住・定住、二地域居住、地域間交流を促進し、振興山村に地域の担い手となる人の還流を図るためにも自然環境の保全に配慮しながら、移住・定住者の受入れに必要な産業基盤や生活環境の整備推進はもとより、山村の特色ある地域資源を活用した地域内発型の産業振興によって所得と雇用の確保を図るとともに、介護サービスの確保をはじめとする住民福祉の向上を図る総合的な施策を講じていく等、持続可能な地域づくりが必要です。

IV 振興山村の価値と役割

本県の振興山村は、膨大な需要のある首都圏へ、水資源や農畜産物をはじめとする食料、木質バイオマスや水力といった再生可能エネルギー、薪炭、木材などを供給する役割を果たしてきました。特に群馬の水資源については、「首都圏の水がめ」と称されており、首都圏の人々の安定的な暮らしに大きく貢献してきたところです。また、電力、木材などの資源を都市部に供給することにより、都市部の発展にも寄与しています。

これらの資源の源となる農地や森林といった自然環境は、先人達の多大な努力に加え、振興山村の人々が生活や事業を営むことによって、適切に維持・管理されてきました。振興山村が有する多くの山林は、「緑のダム」として水源かん養機能を有しており、特に近年、激甚化が指摘されている水害や土砂災害等の防災・減災を図る上で大きな役割を担っています。さらに、整備・保全された山林は二酸化炭素の吸収という観点で温室効果ガスの削減と炭素の固定につながっており、カーボンニュートラルを目指していく上でも非常に重要な存在です。

このように、群馬県の振興山村は、多様な資源の供給や自然環境の保全、災害防止等の多面的な役割を担っており、国土の安定的な保全や社会の発展に寄与してきました。

また、近年の情報通信技術（ICT）の進歩や新型コロナウイルス感染症は、社会のあり方を急速に変化させ、これまでの東京一極集中型の社会から、自立分散型の社会への転換が進んでいくことが想定されます。こうした中で、振興山村の開放的でゆとりある「快疎」な生活空間の価値が高まっています。さらに、適度な疎空間は言い換えれば、「余白・関わりしろ」に満ちている空間でもあり、密集・集積・飽和状態の都市部には見いだせない可能性を実現できる場になり得ます。

振興山村は、先人達が厳しい自然環境の中で生きていくための知恵と工夫を重ねて生活を営んできた場所であるとともに、長い歴史のなかで育まれてきた独自の文化が息づき、その保存と継承が主体的になされている地域でもあります。とりわけ日本文化の象徴でもある木の文化を今に伝えるのが振興山村であり、自然と人がうまく調和して共生・共存してきた地域でもあります。

これら豊かな多様性は、振興山村で生活する人々にとってのアイデンティティや幸福な暮らしにつながっていると同時に、都市部の人々にとっては豊かな学びの場や人間らしさを実感できる場でもあります。

現代社会で失われつつある「人と人とのつながり」や「生きる喜び」、「歴史や文化を感じながら送る生活」、「自然とともに快適に暮らす」といった人間にとって極めて素朴な「しあわせ」を実感することができる場であることは振興山村の大きな価値であるといえます。

V 目指す将来像及び基本的な視点

1. 目指す将来像

前述の「Ⅲ 現状と課題」並びに「Ⅳ 振興山村の価値と役割」を踏まえて、本方針では、次のとおり振興山村が目指す将来像を設定し、そこから逆算して取り組むことで、山村振興施策の実効性を高めていきます。

(目指す将来像)

自然とともに快適に暮らし、都市にはない価値を生み出す「先進的な快疎社会」の実現

振興山村には、豊かな自然に起因する食料、水資源、景観、再生可能エネルギー等があります。これらの自然の恩恵を受けつつ、快疎な空間の中で、伝統や文化、歴史、人とのつながりを感じながら「快適」で「人間らしく生きる」社会を、群馬県の振興山村が目指す将来像とします。

振興山村は、都市部にはない自給自足の基盤や開疎な空間などを有しているほか、SDGsが掲げる持続可能性、多様性に対する高い親和性があります。そこにデジタル技術を組み込み、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することで、都市の利便性や娯楽性に対抗し得る先進的で魅力的な社会を目指し、群馬県の快疎化をリードしていきます。

さらに、具体的な将来像として、次の3つの将来像を掲げます。

一つ目は、「持続可能な自立分散型の地域社会の構築」です。

新型コロナウイルス感染症のようなパンデミック、激甚化する災害等の社会的リスクが増しているなか、地域の持続可能性を高めることが必要です。振興山村が持つ資源の自給自足の基盤という強みを活かしつつ、一方で外部の力も上手く活かし、互いに共生しながら持続可能な振興山村を目指していきます。

二つ目は、「振興山村の有する可能性や価値を活かした内発的な発展」です。

振興山村には首都圏からの好アクセスや多様な地域資源、豊かな自然、美しい景観、伝統芸能、歴史・文化等の価値に加え、昔ながらの田園風景や古民家、人と人とのつながり等、都市部にはない価値があります。こうした振興山村の可能性や価値を活かし、産業の振興や移住・交流・関係人口の増加等の内発的な発展に取り組んでいきます。

三つ目は、「誰一人取り残さない住民の快適で幸福な暮らし」です。

幸福度の向上は、群馬県全体としても非常に重要なテーマです。国籍・性別・出自・年齢・障がいの有無等に関わらず、誰一人取り残さずに、住民一人一人が「この地域に住んで良かった」と幸福を実感できる居心地の良い地域を目指していきます。

これらを実現するため、次の3つの視点から積極的かつ実効性のある施策を推進します。

2. 基本的な視点

(1) SDGsへの取組とDX推進

本県の振興山村には、豊かな食、生活、芸能、文化、風土等があり、かつ、自然環境や再生可能エネルギーに恵まれており、SDGsが掲げる「持続可能性」や「多様性」といった理念と高い親和性があります。SDGsの17の目標と169のターゲットをそれぞれの地域に落とし込み、目標達成に向けて取り組むことで、地域の豊かさや持続可能性の向上が図られ、目指すべき将来像に近づくことが出来ます。

また、振興山村では多くの地域課題を抱える一方で、「疎な空間」に起因するスモールメリットといったDXに適した土壌が整っていることから、DXを積極的に推進していきます。

(2) 経済的基盤の確立と集落機能の自立

経済的基盤とは、振興山村で生活していく上で必要不可欠な雇用・収入・住まいであり、これを確立するためには、地産地消や地域の価値を活かした産業振興により地域の稼ぐ力を高めることが重要となります。また、集落機能とは、農地・山林の管理や、芸能・文化の継承、清掃活動や農作物の収穫などの共同作業、更には移住者のケアといった受入体制やモノ・コトの自給・生産など、それぞれの地域に応じて幅広く様々な機能があります。

この集落機能を確保するためには、必要最低限のマンプワーが必要であり、これは経済的な基盤を背景に移住者や関係人口、地元定住者などで確保していく必要があります。その上で、地域の組織化や集落のネットワーク化、地域ビジネスの活性化を図り、集落機能を強化します。そして、これらの取組を通じて、共助の持続化や地域内でのモノ・コトの自給を図ります。地域内でモノ・コトが手に入る環境が整うことで、地産地消や地域の自立につながっていきます。

この地域の循環を生みだしていくためには、地域住民の参画が欠かせません。シビックプライドを育み、一人一人が地域に愛着を持ち、地域の循環に寄与し、地域貢献を行うマインドを醸成していきます。

(3) 官民共創コミュニティの立ち上げ

複雑化・深刻化する地域課題を解決し、かつ、地域の価値を活かした発展を図るためには、民間企業やNPO、大学、関係人口等の多様な主体との共創が不可欠です。振興山村の資源や土壌に、様々な主体が持つ技術や知見を融合し、デジタル技術も活用しながら地域課題を解決する施策に取り組んでいきます。

官民共創を実効性ある取組として進めていくためには、地域の将来像を明確にし、それに沿う人材やパートナーを呼び込んでいくことが重要です。振興山村には地域課題が多くありますが、官民共創で取り組む領域が大きく、様々な可能性を内包している強みとして生かすことにより、多様な主体を惹きつける地域を目指していきます。

これらの視点を持ちながら、以下の分野別振興施策を推進します。

VI 分野別振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

本県の振興山村の多くは中山間地域に位置しており、都市への移動時間の短縮は大きな課題です。交通体系の整備は、振興山村の産業振興や定住促進の根底をなすものです。このため、都市と振興山村とを結ぶ基幹的な国道、県道の整備や高速交通網へのアクセス道路の整備といった広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、地域住民の多様な交通手段の確保に努めます。

また、基幹的な市町村道のうち、国土交通大臣が基幹道路として指定した道路については、必要に応じ県が市町村に代わってその整備を進めます。

主な施策

- ・ 地域の暮らしや経済活動を支える道路整備
- ・ 落石対策や歩道の整備といった生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保への支援
- ・ 基幹的な市町村道の県代行整備

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

本県では、振興山村においても情報通信基盤の整備が進んでおり、ほとんどの地域において超高速ブロードバンドや携帯電話による通信が可能となっています（世帯カバー率 99.9%以上）。一方、公衆無線LAN環境については、観光及び防災の拠点における情報収集・情報発信のため、更なる整備が求められます。

こうした情報通信基盤の整備を更に進めるとともに、ICTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術を、産業、保健・医療・福祉、防災・安全といった様々な分野で積極的に活用し、地域経済・社会の持続的な発展に役立てます。

主な施策

- ・ 公衆無線LAN環境をはじめとする情報通信基盤の整備
- ・ 各分野におけるICTやAI等の革新的技術の利活用の推進及び支援

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

本県の振興山村の基幹産業である農林業は、地形的な制約から経営形態や生産物において大きな制限を受けています。振興山村の農林業を維持・育成していくため、生産面の基盤整備を進めるとともに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全といった多面的な機能を有する農山村社会を維持・発展させていく視点からの整備も進める必要があります。

山村振興のためだけでなく、農地・林地が生み出す公益性を守り育てるための農林業の意義を明確にし、総合的な対策を講じていきます。

ア 農業について

農地の確保及び有効利用を図るため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、優良農地の整備・確保、生産環境施設の用地の創出、生産と生活両面で調和のとれた計画的な土地利用の確保を図るとともに、遊休農地の発生防止と再生利用に努めます。また農業生産活動の維持に資する各種制度が適切かつ円滑に実施されるよう実施体制の整備や支援内容の充実に努めます。

ほ場整備、かんがい排水や農道といった農業生産基盤を整備するとともに、農村の社会生活環境の改善を行い、基幹的農道や農道網、農業集落排水施設の保全対策を総合的・計画的に実施します。

なお、市町村が管理する基幹的な農道のうち、農林水産大臣が指定した農道については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を進めます。

イ 林業について

林業経営の効率化により林業の生産性、収益性の向上や森林の総合的な活用を図るため、林業構造改善対策を推進するとともに、林産物の生産・流通・加工に至る一貫した流通システムの確立を図ります。また、振興山村の生活の利便性向上や、森林の合理的な管理・経営による振興山村の活性化を図るため、林道網の総合的整備に努めます。

なお、市町村が管理する基幹的な林道のうち、農林水産大臣が指定した林道については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を進めます。

さらに、本県振興山村の森林は国土の保全、水源のかん養等に重要な役割を担うとともに、保健休養や教育文化活動、レクリエーションの場としての優れた地域資源でもあります。このため自然環境の保全に留意しつつ、適切な管理、整備により、森林資源の積極的かつ有効な活用に努めます。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、農地防災整備、農道整備といった農業生産基盤の整備、農地中間管理機構を活用した効率的な農地利用の促進、遊休農地の発生防止・再生利用
- ・ 農業水利施設等の適切な保全管理及び計画的な保全対策
- ・ 計画的な森林整備の推進、林道の整備による林業生産基盤整備及び森林病虫害対策や林野火災防止の推進等森林の保全管理
- ・ 基幹的な農道の保全対策、林道の県代行整備

(4) 産業振興施策に関する基本的事項

本県の振興山村の基幹産業である農林業については、不利な生産条件や国内外の競争の中で、現状のままでは産業として成り立つことが困難な状況に置かれています。このため、農林業の衰退への対応と地場産業の育成を視野に入れた、新たな対策を行います。

また、農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、土地資

源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図ります。

さらに、従来からの企業立地の促進に加え、農産物の加工・販売に取り組む創業支援の強化を図ります。加えて、近年の価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、観光・レクリエーションに対する需要が高まっており、優れた自然環境や文化財といった地域資源を活用するために広域的ネットワークを構築し、地域の特性を活かした新たな地域資源の開発、整備を推進します。

なお、振興山村の貴重な財産である自然環境の保全に十分留意しつつ施策を講じていきます。

ア 農業について

地理的条件で不利である振興山村では、観光をはじめとする他産業との連携を図ることにより、地域の特性を生かした高付加価値・高収益な農業への転換が求められています。

消費者ニーズの高い安全・安心な農産物の提供に努め、付加価値の高い農業を推進するとともに、野菜、果樹、花き、地域特産物を中心とした農作物の導入、生産出荷体制の合理化、経営基盤の強化、生産技術開発、野生鳥獣対策を行い、収益性の高い農業を推進します。

また、美しい農村景観や恵まれた自然環境、伝統・文化といった地域資源を生かし、山村地域に滞在して農林漁業体験や地場農産物を使った郷土料理を楽しむといったグリーン・ツーリズムの推進や観光農園、市民農園の整備により、都市住民との交流を促進します。

さらに、都市部の消費者との連携を強化するため、通信販売やインターネットを活用した情報発信や多岐にわたる販路拡充に努め、新たな農業関連産業の創業を促進し、農業の活性化を図ります。

イ 林業について

戦後の積極的な造林による人工林が伐期を迎えていることから、県産材の安定した供給体制の整備や木材の生産・流通・加工に至る一貫した流通システムの確立を目指します。

県産材利用の拡大は、林業や山村地域の振興をはじめ、森林整備につながることから、住宅建築や各種公共施設の新設及び改築において県産材の積極的な利用促進に努めます。

また、きのこ産業においては、生産施設の整備、生産の効率化及び低コスト化により、収益性の向上を図ります。

ウ 地場産業の振興について

地場産業の振興に当たっては、文化や伝統といった地域特有の風土に生まれ、長い歴史の中で伝えられてきた繊維・木製品・食品関連の担い手である中小企業

等が行う新たなチャレンジを支援し、高付加価値化やブランド化を図ることで、地域経済の活性化に繋がります。このため、特徴的な取組を行う中小企業等の認知度向上に繋がる施策等を実施します。

また、越境E C（エレクトロコマース：電子商取引）への参入促進や、関係機関と連携した輸出支援等、国内はもとより海外を含めて、販路の拡大に努めます。

エ 企業の誘致活動について

本県は、高速交通網の整備が進み、立地条件の優位性が高く、多くの企業が立地し、産業の集積が図られています。

本県の振興山村においても、豊かな自然や水、観光といった地域の特性や資源を情報発信し、企業誘致に取り組んできました。企業誘致による安定した就業の場の確保は、若者の定住やUIJターンの促進に大きく寄与することから、優遇措置を積極的に活用し、振興山村及び周辺市町村への企業誘致を促進します。

なお、企業の誘致においては、振興山村の自然や景観の保全に十分留意します。

オ 創業の促進について

振興山村においても、交通通信体系の整備やインターネットといったICTの飛躍的進歩により、新たな企業活動の場としての条件が整いつつあることから、創業支援センターを中心とした相談体制の充実や融資制度により、振興山村において仕事を生み出そうという意欲ある創業者への総合的な支援を市町村と連携のうえ積極的に行います。

カ 商業の振興について

振興山村内の商業の存続・活性化を図るため、各種融資制度の活用を促進するほか、住民のニーズを踏まえ、高齢化への対応を含めての消費者に対するきめ細かいサービスの提供により、生活者に対応した商業の振興を推進します。

なお、地域住民だけでなく、地場産業や観光・レクリエーションの振興、都市との交流と連携を強化し、地場製品の販売も含め消費の拡大を図り、商業の振興に努めます。

キ 観光又はレクリエーションについて

振興山村を魅力ある観光・レクリエーションの場としていくため、本県の振興山村が大都市圏に近接するという有利な立地条件を十分に生かし、交流滞在型観光に視点を置き、振興山村の持つ自然や景観、歴史や文化、温泉、食といった地域資源の活用や農林業との連携を図り、農山村と都市との交流の場、自然とのふれあいの場として整備していくとともに、グリーン・ツーリズムをはじめとする体験型観光の推進に努めます。

また、忙しい日常生活から離れ、心や身体を癒やす過ごし方である「リトリート」施策の推進により、振興山村を含む県内旅行の長期滞在化や高付加価値化を目指します。

主な施策

- ・ 高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直による経営多角化の推進
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減に必要な機械導入や施設整備の推進
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成や就労環境改善
- ・ 酪農ヘルパーやコントラクターといった経営支援組織の育成・活用
- ・ 農地利用集積や農作業受委託による効果的な生産の推進、森林施業の集約化の推進
- ・ 相談体制の整備や融資制度による創業支援の推進
- ・ グリーン・ツーリズムをはじめとする体験型観光の推進
- ・ 観光業、リトリート施策の推進
- ・ 繊維・木製品・食品関連の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・ 企画開発、マーケティング、販売の強化といった山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

(5) 防災に係る施策に関する基本的事項

本県の振興山村においては、従来から国土保全機能を通じて下流域における洪水災害を緩和するとともに、農業・工業用水の供給及び下流域住民が使用する生活用水の供給といった国民が安全で快適な生活を営むうえで大変重要な役割を果たしてきました。

こうしたことから、振興山村の住民の生命及び財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、振興山村が持つ国土保全や水資源のかん養といった公益的機能と自然環境の保全のため、振興山村における治山、治水、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策といったハード事業並びに地域ぐるみの保全活動や住民主体の防災マップづくりといったソフト事業に総合的に取り組みます。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 洪水、土砂災害による被害を防止するため、治水、砂防事業の推進
- ・ 防災マップの作成、防災訓練の実施、防災教育の支援

(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

「群馬県保健医療計画」に基づき、医療提供体制の整備を推進します。

特に振興山村においては、へき地診療所の医師確保やへき地医療支援機構による代診医の派遣調整とともに、へき地診療所の施設・設備の充実、へき地医療拠点病院との連携に努めます。

さらに、高齢者をはじめとする住民の健康を保持するため、保健福祉事務所や県医師会による保健予防活動の充実に努めます。

主な施策

- ・ へき地医療拠点病院の整備及び医師の確保
- ・ 患者輸送車、ドクターヘリの整備の推進による患者輸送体制の充実

(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

「群馬県高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援、介護予防・重度化防止の推進、共生社会の実現に向けた認知症施策の推進、多様な福祉・介護サービス基盤の整備、災害及び感染症対策に係る体制整備、人材の確保及び介護現場の生産性の向上を推進することにより、「高齢者の誰もが安心して生き生きと暮らせる地域共生社会づくり」に努めます。

また、子どもたちの健全育成に当たり、保育所、児童館、認定こども園といった児童福祉施設の整備については、子どもの数や子どもを育てる社会環境の変化等を考慮し、地域特性や多様化するニーズを的確に捉え、地域の実情に即した質的充実に努めるほか、子育て環境の整備を進めます。

さらに、振興山村における少子化対策を積極的に進めるとともに、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

加えて、障害のある人たちが社会の一員として地域の中で自立し、積極的に社会活動に参加して生きがいのある暮らしができるよう、就労による自立の促進、日中活動や住まいの場の確保、県民理解の促進といった総合的な施策の充実に努めます。

主な施策

- ・ 介護予防・フレイル予防や地域リハビリテーションの推進
- ・ 人材確保、介護現場の生産性向上及び施設整備による介護サービスの供給体制の整備
- ・ 地域包括支援センター等の機能強化、認知症に係る普及啓発・支援体制の構築
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを生み育てられる環境づくりの促進
- ・ 保健指導体制の確保
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実

(8) 文教施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、児童生徒数の減少により小規模校・少人数学級が増加しており、一人一人に対するきめ細かな教育ができる反面、多様な考え方に触れさせることが難しいといった問題が生じる場合もあります。社会の国際化や情報化、あるいは少子化の中で、一人一人が豊かな心を培い、たくましく生きる力を身につけられるよう、公立小中学校の教育施設の整備の支援や教職員の研修機会の確保によって振興山村の教育環境の改善に努めます。

また、豊かな自然環境や地域の特色を生かした学校経営を進め、教育内容・学習方

法を工夫し、振興山村の実情に配慮するとともに、社会の変化に対応した教育の推進に努めます。さらに、振興山村外に居住する子どもたちに対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を推進します。

このほか、本県の振興山村は、名所旧跡、遺跡、民俗文化財のほか、方言や伝統芸能といった固有の歴史的・文化的遺産を数多く有しており、その保存・継承、さらには活用を通じて、魅力ある地域づくりを推進します。

主な施策

- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 小中学校の校舎、屋内運動場の整備の支援
- ・ 名所旧跡、遺跡、民俗文化財といった歴史的、文化的遺産の保存・継承・活用

(9) 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

人々の価値観が多様化し、新しいライフスタイルの実現を求めた様々な動きがある中で、振興山村における生活基盤の整備は、「豊かさ」や「ゆとり」を実感できる地域住民の生活条件の向上だけでなく、若者の定住促進や都市住民との交流による活力ある地域づくりを推進します。

ア 簡易水道、汚水処理施設等の整備

① 簡易水道

未整備地区の早期整備を進めるとともに全世帯への普及を目標に整備を進めます。また、上水道への統合、簡易水道間の統合や広域化を含めた整備を促進していきます。

② 汚水処理施設

群馬県汚水処理計画に基づき、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を効率的かつ適正に整備することで、汚水処理人口普及率の向上を目指します。

③ 廃棄物処理施設

し尿処理施設及びごみ処理施設については、適正な維持管理を行うことにより長寿命化を図ります。また、循環型社会形成を目指した一般廃棄物処理計画に基づき計画的かつ広域的処理を推進します。

また、ごみの減量化やリサイクル活動について住民意識の啓発を図るとともに、不法投棄パトロールにより美しい自然環境の維持に努めます。

イ 消防防災体制の整備

① 防災体制の整備

災害に強い安全な地域社会を作るため、自主防災組織の活性化を推進します。また市町村防災行政無線同報系については、未整備地域の解消を進めるとともに、デジタル化を図り情報の多様化への整備を進めます。

② 消防体制の充実

振興山村の消防体制については、消防力の充実、水利施設の確保、人材の育成・確保について広域消防体制の拡充・強化に努めます。

③ 広域救急体制の充実

救急体制の広域化は、広域消防体制の一環として充実させるものとし、本県においては県内全域をネットワークする統合型医療情報システムの効率的運用と情報の充実を促進し、振興山村においてもシステム活用による患者の症状に応じた至近病院・診療所への的確かつ迅速な輸送体制の強化に努めます。

ウ 集落整備

今日、人口の減少や高齢化の著しい集落では、農林業における生産活動の生産補完機能、日常生活における相互扶助機能、農地や山林をはじめとする地域資源を管理する資源管理機能といった集落機能が低下し、集落機能の維持、ひいては集落自体の維持が困難になってきています。

このため、本県の振興山村における集落整備施策については、地域社会を健全に維持していくため、集落内の基礎的な生活基盤の整備を進めるとともに、集落の機能や集落間の相互補完の関係強化に努めます。なお、振興山村の農山村集落は、地球環境や国土保全に重要な役割を果たす森林や農地を適切に維持管理する農林業の担い手であることを考慮し、将来的な集落の動向を把握し適切な対策を講じます。

エ 鳥獣被害防止

本県の振興山村における鳥獣被害防止対策については、地域ぐるみで取り組む体制を構築することにより、「捕る」「守る」「知る」の各対策を地域の実情に応じ組み合わせることで総合的に実施します。

オ その他

住宅が不足する振興山村においては、空き家等の既存ストックの状況に応じ、公営住宅や特定公共賃貸住宅を整備することで、住まいの確保に努めます。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設、汚水処理施設の整備
- ・ 消防用設備の整備充実の促進
- ・ 農林業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・ 小さな拠点づくりによる日常生活機能の確保と地域内ネットワークの強化
- ・ 捕獲の強化による野生鳥獣の生息数の抑制や生息域の縮小
- ・ 侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備
- ・ 捕獲の担い手の確保及び地域における対策の核となる人材の育成

(10) 移住・交流施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、美しい農村景観や豊かな自然環境、地域に暮らす個性豊かで元気な人々とのふれあいを求めて訪れる多くの都市住民に「安らぎ」や「癒し」の場を提供している、「県民共有の財産」です。

そのため人口が少なく高齢化が進む振興山村において、地域住民自身が誇りや自信を持って生活していくために、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムや農泊などを推進し、都市住民との多彩な地域間交流を積極的に推進します。

また、振興山村への移住定住の促進に向け、交流施設の整備や空き家等の有効活用を進めるとともに、地域と移住者を繋ぎ、地域のまとめ役となるような人材の育成をはじめとする移住者受入れの環境整備を市町村と連携して推進します。

主な施策

- ・ グリーン・ツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史といった山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションといった森林の総合的利用の推進
- ・ 移住定住の促進に向けた移住者を受入れるための環境整備の推進

(11) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

本県では、近年、農林業を担う従事者の高齢化や、減少傾向が続いており、農業、林業経営を活性化するためには、意欲と能力を持った地域の原動力となるような担い手の育成と確保を積極的に推進する必要があります。

また、女性や若者が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進め、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進します。

さらに、「地域おこし協力隊」、「緑のふるさと協力隊」といった外部人材の導入を進めます。

ア 農業について

生産者から経営者への意識改革により、経営感覚に優れた農業経営者を育成し、意欲ある新規就農者の円滑な就農やその後の経営安定を総合的に支援します。また、教育機関における農作業体験学習を通して農業啓発を図り、広く次世代の担い手を育成します。

さらに、農業者をはじめ地域が取り組む水路や農道の保全活動を支援し、担い手の負担軽減に努めます。

イ 林業について

雇用主に対し就業環境の改善及び事業の合理化による安定した経営を促すとともに、森林・林業に関する総合情報サイト「森ワーク」や林業労働力確保支援センターの「無料職業紹介所」などを活用し、林業の魅力を広く発信します。こ

うした取組などを通し、林業労働力の確保、育成及び定着に努めます。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人といった地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の保全活動による担い手の負担軽減と、農地利用集積による構造改革の後押し
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 女性の能力を發揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保
- ・ 「地域おこし協力隊」、「緑のふるさと協力隊」の導入及び定住の支援

(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、豊かな自然環境に恵まれ、国土保全や水源かん養といった多面的機能を有しているほか、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源であり、移住・定住・特定居住を進めていく上での貴重な原資でもあります。

特に、森林、農用地の保全施策については、木材生産、農業生産といった経済的機能や、県土の保全、水源かん養、景観保全といった公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林や農用地の確保を図るとともに、森林や農用地の有する諸機能が最高度に發揮されるよう、その整備を進めます。

ア 農業地域について

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域においては、農用地が食料供給源として最も基礎的なものであるとともに、その特性により良好な生活環境や自然環境の構成要素でもあることから優良農地の保全と有効利用を図ります。

なお、県土の有効利用、生産性の向上の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。）として、今後優良農地を計画的に確保、整備します。

イ 森林地域について

森林地域は、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林が木材生産の経済的機能を持つとともに、県土の保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全といった公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に發揮されるよう、その整備を進めます。

主な施策

- ・ 計画的な森林整備、またはこれらの施業に必要な路網整備の推進
- ・ ほ場整備、水利施設整備、農地防災整備による農地の保全
- ・ 農林水産物の高付加価値化の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- ・ 農業農村の多面的機能を支える地域活動、営農の継続の支援

(13) その他施策

元気な地域づくりに向けた多様な地域間連携を促進するため、複数の市町村あるいは市町村を構成員に含む団体が連携して実施する地域づくりのための特色ある事業について支援を行います。

また、地域に住む若者や女性が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動が展開され、地域づくりが進むよう支援を行います。

主な施策

- ・ 食文化や伝統芸能の伝承の支援
- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進
- ・ 住民が主体となって取り組む地域づくり活動の支援

Ⅶ 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である新・群馬県総合計画（令和3年3月）を作成し、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現を目指し、各種施策の推進に取り組んでいます。

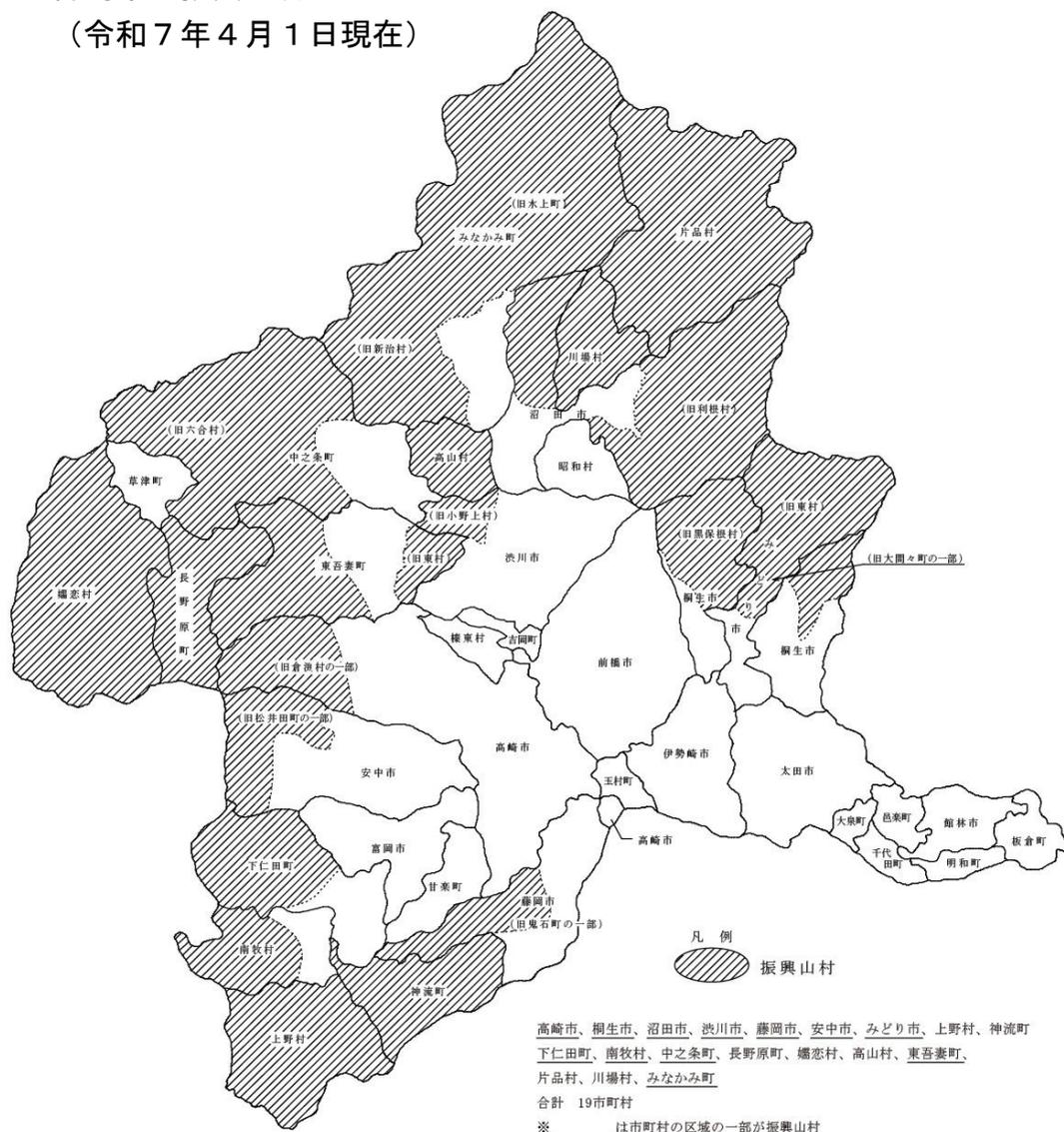
また、本県の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、ぐんま快疎化リーディングプラン（群馬県過疎地域持続的発展方針）（令和3年9月策定）に基づき市町村過疎地域持続的発展計画が策定されています。

山村地域の振興に当たっては、これらの計画、さらには山村振興法第7条の2第3項に規定する国土形成計画等の地域振興に関する計画、防災基本計画、国土強靱化基本計画、水循環基本計画との整合を図りながら積極的かつ効果的に施策を推進します。

資 料 編

図-1 振興山村

群馬県の振興山村
(令和7年4月1日現在)



表一 1 振興山村市町村の人口動向

市町村名	旧町村名	人 口 (人)													人 口 増 減 率 (%)											
		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27
高崎市	倉瀬村(鳥瀬村)	3,287	2,892	2,639	2,506	2,417	2,332	2,121	2,020	1,893	1,734	1,580	1,377	1,214	▲ 12.0	▲ 8.7	▲ 5.0	▲ 3.6	▲ 3.5	▲ 9.0	▲ 4.8	▲ 6.3	▲ 8.4	▲ 8.9	▲ 12.8	▲ 11.8
桐生市	梅田村、飛駒村、黒保根村	10,037	9,392	8,835	8,624	8,436	8,020	7,605	7,361	7,329	6,864	6,205	5,664	4,831	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 4.9	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 0.4	▲ 6.3	▲ 9.6	▲ 8.7	▲ 14.7
沼田市	池田村、利根村(栗村、赤城根村)	14,907	12,623	11,303	10,398	10,529	9,757	9,386	8,961	8,437	7,891	7,141	6,454	5,572	▲ 15.3	▲ 10.5	▲ 8.0	1.3	▲ 7.3	▲ 3.8	▲ 4.5	▲ 5.8	▲ 6.5	▲ 9.5	▲ 9.6	▲ 13.7
渋川市	小野上村	3,040	2,821	2,566	2,535	2,514	2,369	2,364	2,250	2,140	1,994	1,804	1,548	1,425	▲ 7.2	▲ 9.0	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 5.8	▲ 0.2	▲ 4.8	▲ 4.9	▲ 6.8	▲ 9.5	▲ 14.2	▲ 7.9
藤岡市	日野村、鬼石町(三波川村)	6,780	5,952	5,329	4,900	4,537	4,282	4,100	3,549	3,188	2,825	2,430	1,805	1,479	▲ 12.2	▲ 10.5	▲ 8.1	▲ 7.4	▲ 5.6	▲ 4.3	▲ 13.4	▲ 10.2	▲ 11.4	▲ 14.0	▲ 25.7	▲ 18.1
安中市	松井田町(坂本町、細野村)	6,564	5,799	5,180	4,839	4,607	4,354	4,436	3,733	3,387	3,184	2,773	2,463	2,120	▲ 11.7	▲ 10.7	▲ 6.6	▲ 4.8	▲ 5.5	1.9	▲ 15.8	▲ 9.3	▲ 6.0	▲ 12.9	▲ 11.2	▲ 13.9
みどり市	(勢)東村、大間々町(福岡村)	10,524	9,445	8,603	8,022	7,567	7,234	6,947	6,663	6,010	5,460	4,859	4,110	3,434	▲ 10.3	▲ 8.9	▲ 6.8	▲ 5.7	▲ 4.4	▲ 4.0	▲ 4.1	▲ 9.8	▲ 9.2	▲ 11.0	▲ 15.4	▲ 16.4
上野村	—	4,299	3,551	2,996	2,581	2,309	1,968	1,711	1,586	2,285	1,535	1,306	1,230	1,128	▲ 17.4	▲ 15.6	▲ 13.9	▲ 10.5	▲ 14.8	▲ 13.1	▲ 7.3	44.1	▲ 32.8	▲ 14.9	▲ 5.8	▲ 8.3
神流町	万場町、中里村	8,766	7,799	6,878	5,982	5,469	4,746	4,159	3,644	3,210	2,757	2,352	1,954	1,645	▲ 11.0	▲ 11.8	▲ 13.0	▲ 8.6	▲ 13.2	▲ 12.4	▲ 12.4	▲ 11.9	▲ 14.1	▲ 14.7	▲ 16.9	▲ 15.8
下仁田町	小坂村、西牧村	7,996	7,219	6,571	6,085	5,690	5,155	5,231	4,514	4,058	3,669	3,162	2,658	2,242	▲ 9.7	▲ 9.0	▲ 7.4	▲ 6.5	▲ 9.4	1.5	▲ 13.7	▲ 10.1	▲ 9.6	▲ 13.8	▲ 15.9	▲ 15.7
南牧村	月形村、尾沢村	5,829	4,876	4,224	3,923	3,082	2,620	2,249	1,982	1,722	1,497	1,203	966	761	▲ 16.3	▲ 13.4	▲ 7.1	▲ 21.4	▲ 15.0	▲ 14.2	▲ 11.9	▲ 13.1	▲ 13.1	▲ 19.6	▲ 19.7	▲ 21.2
中之条町	沢田村、六合村	10,716	9,483	8,581	8,148	8,045	7,529	7,140	6,904	6,705	6,219	5,669	4,679	4,040	▲ 11.5	▲ 9.5	▲ 5.0	▲ 1.3	▲ 6.4	▲ 5.2	▲ 3.3	▲ 2.9	▲ 7.2	▲ 8.8	▲ 17.5	▲ 13.7
長野原町	—	8,113	7,747	7,342	7,194	7,237	7,063	6,878	7,017	6,939	6,563	6,017	5,536	5,095	▲ 4.5	▲ 5.2	▲ 2.0	0.6	▲ 2.4	▲ 2.6	2.0	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 8.3	▲ 8.0	▲ 8.0
嬭恋村	—	15,214	13,775	12,074	10,839	10,737	11,056	10,957	11,135	10,657	10,858	10,183	9,780	8,850	▲ 9.5	▲ 12.3	▲ 10.2	▲ 0.9	3.0	▲ 0.9	1.6	▲ 4.3	1.9	▲ 6.2	▲ 4.0	▲ 9.5
高山村	—	4,813	4,364	4,161	4,421	4,788	4,079	4,087	4,088	4,348	4,351	3,911	3,674	3,511	▲ 9.3	▲ 4.7	6.2	8.3	▲ 14.8	0.2	0.0	6.4	0.1	▲ 10.1	▲ 6.1	▲ 4.4
東吾妻町	(吾)東村吾妻町(岩島村、坂上村)	15,987	14,446	13,044	12,422	12,119	11,651	11,025	10,448	9,853	9,134	8,293	7,294	6,345	▲ 9.6	▲ 9.7	▲ 4.8	▲ 2.4	▲ 3.9	▲ 5.4	▲ 5.2	▲ 5.7	▲ 7.3	▲ 9.2	▲ 12.0	▲ 13.0
片品村	—	8,491	7,570	6,754	6,228	6,134	6,132	6,109	6,106	5,929	5,478	4,904	4,390	3,993	▲ 10.8	▲ 10.8	▲ 7.8	▲ 1.5	▲ 0.0	▲ 0.4	▲ 0.0	▲ 2.9	▲ 7.6	▲ 10.5	▲ 10.5	▲ 9.0
川場村	—	5,046	4,599	4,109	3,822	3,905	4,064	4,085	4,273	4,139	4,179	3,898	3,647	3,480	▲ 8.9	▲ 10.7	▲ 7.0	2.2	4.1	0.5	4.6	▲ 3.1	1.0	▲ 6.7	▲ 6.4	▲ 4.6
みなかみ町	水上町、新治村	20,305	21,482	18,115	17,991	17,259	16,493	15,473	14,929	13,834	12,573	11,312	9,964	8,548	5.8	▲ 15.7	▲ 0.7	▲ 4.1	▲ 4.4	▲ 6.2	▲ 3.5	▲ 7.3	▲ 9.1	▲ 10.0	▲ 11.9	▲ 14.2
振興山村計		170,714	155,835	139,304	131,460	127,381	120,904	116,063	111,163	106,063	98,765	89,002	79,193	69,713	▲ 8.7	▲ 10.6	▲ 5.6	▲ 3.1	▲ 5.1	▲ 4.0	▲ 4.2	▲ 4.6	▲ 6.9	▲ 9.9	▲ 11.0	▲ 12.0
県全体		1,578,476	1,605,584	1,658,909	1,756,480	1,848,562	1,921,259	1,966,265	2,003,540	2,024,852	2,023,996	2,008,068	1,973,115	1,939,110	1.7	3.3	5.9	5.2	3.9	2.3	1.9	1.1	▲ 0.0	▲ 0.8	▲ 1.7	▲ 1.7

資料：国勢調査（H7～）及び振興山村基礎調査（山村カード（～H2））

山村振興計画樹立状況

【令和7年3月末時点】

市町村名 (19) ※一部山村 (12)	旧町村名 (33)	指定 番号	指定年度 (第一期) S41-51	第二期 樹立 年 度 S48-60	第三期 樹立 年 度 S55-H 6	新計画 樹立 年 度 H 3-13	第五期 樹立 年 度 H11-20	法律一部 改正後 樹立年度 H17-27	法律一部 改正後 変更年度 H27-R7
高崎市○	倉渕村(鳥淵村)	第212号	S 4 2	S 5 1	S 5 7	H 9	H-	H 2 2	-
桐生市○	梅田村、飛駒村	第748号	4 5	5 4	6 3	-	-	2 0	-
	黒保根村	第535号	4 4	4 9	5 6	4	1 1		
沼田市○	池田村	第749号	4 5	5 4	6 2	8	1 3	1 7	H 2 7
	利根村(東村、赤城根村)	第750号	4 5	5 0	5 6	5	1 1		
渋川市○	小野上村	第1,181号	4 7	5 2	5 8	7	1 4	2 1	-
藤岡市○	日野村	第997号	4 6	5 1	5 8	-	1 4	1 8	H 2 7
	鬼石町(三波川村)	第105号	4 1	4 9	5 7	6	-		
安中市○	松井田町(坂本町、細野村)	第999号	4 6	5 3	5 9	6	-	2 3	-
みどり市○	(勢)東村	第104号	4 1	4 8	5 5	6	1 3	2 1	H 3 0
	大間々町(福岡村)	第1,002号	4 6	5 2	6 0	9	-		
上野村○	上野村	第25号	4 0	4 7	5 4	3	1 1	1 7	H 2 8
神流町○	万場町	第359号	4 3	4 8	5 5	3	1 1	1 9	H 2 8
	中里村	第998号	4 6	5 3	6 0	7	-		
下仁田町○	小坂村、西牧村	第536号	4 4	5 0	5 6	7	-	2 1	H 2 7
南牧村○	月形村、尾沢村	第213号	4 2	4 9	5 6	4	1 2	1 7	-
中之条町○	沢田村	第533号	4 4	5 0	5 9	6	1 3	2 1	R 3
	六合村	第103号	4 1	4 7	5 4	3	1 2	1 7	
長野原町	長野原町	第1,000号	4 6	5 1	5 7	8	-	2 2	-
嬭恋村	嬭恋村	第1,001号	4 6	5 1	5 7	6	-	1 7	R 1
高山村	高山村	第211号	4 2	4 7	5 4	5	-	2 0	H 2 9
東吾妻町○	(吾)東村	第357号	4 3	5 3	6 1	7	-	2 1	-
	吾妻町(岩島村、坂上村)	第23号	4 0	4 8	5 5	3	-		
片品村	片品村	第358号	4 3	5 0	5 6	5	1 2	1 7	H 2 8
川場村	川場村	第534号	4 4	4 9	5 5	3	1 3	-	R 3
みなかみ町○	水上町	第24号	4 0	4 8	5 5	4	1 4	2 1	R 5
	新治村	第751号	4 5	5 2	5 8	6	1 1		

※市町村名末尾の「○印」は一部山村であることを示す。
 ※表中の「-」は、山村振興計画が策定されていないことを示す。